

平成 25 年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）に伴う
有価証券上場規程等の一部改正について

2014年11月26日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当取引所は有価証券上場規程等の一部改正を行い、2014年12月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第45号）が本年12月に施行されることに伴い、有価証券上場規程等の一部を改正するものです。

II. 改正概要

1. 投資法人が発行する不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）に係る制度整備

（1）自己投資口の取得制度の創設に伴う制度整備

・REITをTOSTNET市場における自己株式立会外買付取引の対象とします。

（備考）

・TOSTNET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例 第4条第4項

（2）新投資口予約権の割当制度の創設に伴う制度整備

・新投資口予約権無償割当てにより発行される新投資口予約権証券を上場対象とします。

・有価証券上場規程第1211条

・新株予約権証券に準じた上場基準を規定することとします。

（3）国外の不動産を取得することを目的とする法人が発行する株式の取扱いについて

・投資法人が、専ら国外の不動産の取得、譲渡、賃借、管理の委託を行うことを目的とする法人の発行する株式の過半数を保有する場合、有価証券上場規程における「不動産等」又は「不動産関連資産」とし取扱うこととします。

・有価証券上場規程第1201条第11号g及び第12号h

（4）適時開示

・①投資法人が損失の全部又は一部を出資総額等から控除すること又はしないことを決定した場合及び②投資口発行の差止請求

・有価証券上場規程第1213条第2項第1

求が行われた場合には、直ちにその内容を開示するものとします。

号 a (m) 等

2. 内国E T Fに係る制度整備

- ・当取引所に上場する二以上の内国E T Fが併合を行うことにより上場廃止となる場合で、併合後に新たに上場する内国E T Fに係る新規上場申請が遅滞なく行われる場合のテクニカル上場に係る規定を整備します。

・有価証券上場規程第1
106条

3. その他

- ・その他所要の改正を行います。

III. 施行日

2014年12月1日から施行します。

以上